

第 59 回国連女性の地位委員会 (CSW) におけるサイドイベント
女子差別撤廃委員会 (CEDAW) とジェンダーに基づく暴力 (GBV) ——北京会議後20年の
進歩と課題 (女性の地位協会・日本国連代表部・ポーランド国連代表部共催)

堀内光子 (国際女性の地位協会理事・国際委員長、
(公財) アジア女性交流・研究フォーラム理事長)

1. 趣旨

国際女性の地位協会は、女子差別撤廃条約の研究と普及を目的とする団体であるところ、2015 年は日本が女子差別撤廃条約を批准してから 30 年目にあたる。また、女子差別撤廃条約の批准と実効的な履行を求めた行動綱領を採択した第 4 回世界女性会議 (北京会議) から 20 年目にあたる。このような節目に年にあたり、本サイドイベントでは、CSW の参加者とともに、次のようなトピックを共有し、討議する。

- ・過去 30 年の間に女子差別撤廃委員会 (CEDAW) が「ジェンダーに基づく暴力」撤廃に向けてどのような役割を果たしてきたか (一般勧告や個人通報の見解の到達点の共有)
- ・各国政府が「ジェンダーに基づく暴力」撤廃に向けてどのような取り組みをしてきたか。

2. イベント日時・場所

3 月 9 日 13:15~14:30 (75 分) 国連会議室 1

参加者数 300 人超

3. スピーカー (5 名) (現・前 CEDAW 委員 3 名含む)

橋本ヒロ子 CSW 日本代表、林陽子 CEDAW 委員長、Malgorzata Fuszara ポーランド平等大臣、Dubravka Simonovic 国連・OSCE・国際機関担当クロアチア大使、Biancamaria Pomeranzi CEDAW 委員 (発言順)

4. 討議概要

CEDAW の役割について幅広い問題が取り上げられた。CEDAW 現・前委員からは、スピーカーの主要発言内容は、①個人通報制度にフォーカスした委員会の役割・個人通報制度の成立の経緯、個人通報制度において女性に対する暴力・リプロダクティブ・ライツの問題が大きいこと・違反者は非政府であること、CEDAW の一般勧告紹介等、②グローバル規範としての CEDAW と地域規範としてのイスタンブール条約 (ヨーロッパ) の相互関係性、③女性と開発問題の重要性とポスト 2015 年開発課題におけるジェンダー平等において暴力問題の重要性に言及された。国の有識者からは、④国の政策・取組の紹介とともに少年・男性の役割の重要性及び教育の役割の重要性などが指摘された。会場の参加者からも、一般勧告の法的性、紛争下で起きている女性に対する暴力、児童婚、FGM(女性性器切除)、強制婚、人身取引など現在起きている問題への CEDAW

の対応、男性への取り組み、少女の教育、データ作成の必要性等の CEDAW に関する様々な質問・意見が出された。各スピーカーからは、まとめとして、文化に関わる問題でもあり、暴力防止・保護のために教育（学校教育以外も）の必要性や、CEDAW の法的役割・総括所見の法的性格という最近の解釈の進展、暴力問題と開発問題の関わりの重要性などが強調された。